



発行 新潟県

第13号

平成30年2月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

告 示

- 139 土地改良区役員の退任届(農地計画課)
- 140 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 141 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 142 道路の区域変更(道路管理課)
- 143 道路の供用開始(道路管理課)
- 144 建築基準法による道路の指定(建築住宅課)
- 145 新潟県収入証紙の売りさばき人の指定取消(出納局管理課)

告 示

◎新潟県告示第139号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年2月16日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新潟市北区嘉山1丁目5番10号 加藤 豊

監事 新潟市北区大瀬柳3512番地 大高 重憲

退任年月日 平成30年1月31日

◎新潟県告示第140号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成30年2月16日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
長岡市 川口土地改良区	川口	維持管理事業	変更	平成30年1月28日	第48条

◎新潟県告示第141号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営上達地区農業用排水施設整備(中山間地域総合農地防災)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年2月19日から平成30年3月16日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び大島区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月16日

新潟県知事 米山 隆一

1 道路の種類 県道

2 路線名 長岡中之島見附線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
見附市坂井町字十二ノ木94番1から	新	14.0~35.4メートル	64.2メートル
同市坂井町字馬場野135番1まで	旧	12.8~35.4メートル	64.2メートル

◎新潟県告示第143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年2月16日

新潟県知事 米山 隆一

1 路線名 県道 長岡中之島見附線

2 供用開始の区間

見附市坂井町字十二ノ木94番1から同市坂井町字馬場野135番1

3 供用開始の期日 平成30年2月16日

◎新潟県告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成30年2月16日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成30年1月4日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市大字大野字池田2308番の一部、2306番1の一部、2320番の一部、2321番の一部、2322番の一部、2327番1の一部、2308番の地先、2320番の地先、2321番の地先、2322番の地先、2237番1の地先	5.00	156.00

◎新潟県告示第145号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成30年2月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定売りさばき人の名称
株式会社妙高自動車学校
- 2 取り消し年月日
平成30年2月16日